

相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱

平成30年1月22日
教委要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に求められる教育に関する負担の軽減を図り、教育環境の向上を目指すため、相楽東部広域連合学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒と生計を一にし、かつ、笠置町、和束町及び南山城村のいずれかに住所を有する保護者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づく学校給食費相当額とする。ただし、保護者が国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付等を受けた場合は、補助金の額から給付金等の額を除くものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとするときは、当該年度の学校給食終了後30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付申請書（様式第1号）に学校給食費受領等証明書（様式第2号）を添付し、相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付請求書（様式第4号）に基づき行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

（保護者）

住 所

氏 名

㊞

相楽東部広域連合学校給食費補助金交付申請書

年度において学校給食費補助金の交付を受けたいので、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	生 年 月 日	学 校 名	学 年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年

2 交付申請額 金 円

学校給食法第 11 条第 2 項に規定する保護者が負担すべき学校給食費相当額

（国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付等を受けた場合は、補助金の額から給付金等の額を除く。）

3 添付書類

(1) 学校給食費受領等証明書（様式第 2 号）

様式第2号（第4条関係）

学校給食費受領等証明書

下記のとおり学校給食費を受領したことを証明します。

記

1 対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
2 対象児童生徒氏名		
3 学年		年
4 学校給食費（月額）		円
5 対象期間の学校給食費（A）		円
6 給付等を受けた額（B）		円
7 保護者が負担した学校給食費（A－B）		円

年 月 日

所在地

学校名

学校長

電話番号

— —



様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

㊟

相楽東部広域連合学校給食費補助金交付決定通知書

年度における学校給食費補助金については、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	生 年 月 日	学 校 名	学 年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年

2 交付決定額 金 _____ 円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

（保護者）

住 所

氏 名

印

相楽東部広域連合学校給食費補助金交付請求書

年 月 日付け 号で交付決定のありました学校給食費補助金について、相楽東部広域連合学校給食費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額 金 _____ 円

2 振込先金融機関

金融機関名	
本・支店名	
預 金 種 別	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	

※ 保護者名義の口座を指定してください。